

**量産実用品の形状等の著作物性（TRIPP TRAPP III 上告審）**

【文 献 種 別】 判決／最高裁判所第二小法廷  
【裁判年月日】 令和 8 年 4 月 24 日  
【事 件 番 号】 令和 7 年（受）第 356 号  
【事 件 名】 不正競争行為差止等請求事件  
【裁 判 結 果】 棄却  
【参 照 法 令】 著作権法 2 条 1 項 1 号・2 条 2 項  
【掲 載 誌】 裁判所ウェブサイト  
◆ LEX/DB 文献番号 25574947

明治大学教授 金子敏哉

**事実の概要**

X ら（原告・控訴人・上告人）は、訴外 A がデザインした子供用の椅子（本件椅子。製品名は TRIPP TRAPP。形状は本判決別紙参照）が著作物であり、Y（被告・被控訴人・被上告人）による子供用椅子（Y 各製品）の製造販売は、本件椅子につき X らが有する著作権・独占的利用権の侵害に当たる等として損害賠償・Y 各商品の製造販売の差止め等を請求した。東京地判令 5・9・28 判時 2611 号 86 頁〔本件第一審〕は本件椅子と Y 各製品の類似性を否定し、知財高判令 6・9・25 令和 5（ネ）10111〔本件控訴審〕は本件椅子の著作物性を否定し、X らの請求・控訴を棄却した。

X らの上告受理申立てに対し、最高裁は本件椅子の著作物性に係る部分についてのみ上告を受理し、本判決により X らの上告を棄却した（尾島明判事の補足意見がある）。

**判決の要旨****1 X らの所論についての判示（判旨 1）**

（X らの）「所論は、本件椅子のように、量産されて日常生活の中で実用に供されることが予定されている物品（以下「量産実用品」という。）であっても、その形状等（形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合をいう。以下同じ。）が創作的な表現であれば、美術の範囲に属するものとして著作物に当たるといふべき」等というものである。

**2 意匠法との棲み分け（判旨 2）**

（著作権法 2 条 1 項 1 号の「著作物」の定義を引用

したうえで）「もっとも、量産実用品については、その形状等が思想又は感情を創作的に表現したものであるということができれば、直ちに美術の範囲に属するものとして著作物に当たるとの解釈を採ることは相当ではない。

すなわち、我が国には、産業の発達に寄与することを目的として、視覚を通じて美感を起こさせる量産実用品の形状等を保護する意匠法がある。（意匠法・著作権法の保護の概要に触れたうえで）「以上のような我が国の意匠法及び著作権法における権利の発生要件、内容及び存続期間等に鑑みれば、上記解釈を採り、量産実用品の形状等について、意匠法に加えて著作権法により保護されることを広く認めた場合には、あえて費用等を投じて意匠登録を受けなくとも、同法によって、より長期間、広範に保護が受けられることとなる可能性があり、意匠法の存在意義を損なうおそれがある。また、量産実用品の形状等について広く著作権法の保護が及ぶとすると、作者人格権により権利関係が複雑化して量産実用品の利用が妨げられたり、意匠権の存続期間満了後も長期間にわたって量産実用品の形状等を自由に利用することができなくなったりすることにもなりかねず、産業の発達に寄与するという意匠法の上記目的が阻害されるおそれもある。」

**3 量産実用品の形状等の著作物性の判断基準（判旨 3）**

「もっとも、量産実用品の形状等は、通常、実用目的に必要な機能（以下、単に「機能」という。）との関係で一定の制約を受けて決定されるものであり、機能に由来する構成と別個にこれを把握す

ることができないものであるけれども、その中には、例えば、表面に単なる模様や表面加工の域を超える装飾が付加されているもののように、当該付加部分の形状等が、機能と関連せず、観念上、機能に由来する構成とは別個の絵画や彫刻として把握できるものがある。このようなものは、量産実用品に『美術の著作物』（著作権法10条1項4号）が単純に付加されたものということができ、当該付加部分に同法の保護が及ぶことは当然である。

また、量産実用品の中には、例えば、全体として彫刻等とも看取できるもののように、その全体又は部分における形状等が、当該実用品としての機能と関連してはいるものの、観念上、機能に由来する構成とは別個の彫刻等として把握できるものがある。このような形状等は、機能に由来する構成とは別個に思想又は感情の創作的な表現を把握できるという点において、『美術の著作物』が単純に付加された上述の場合と同様であるということが出来るから、著作権法の保護を及ぼすのが相当である。上記のような形状等は、機能との関係で一定の制約を受けるのが通常である量産実用品の形状等としては例外的なものであるということが出来るのであって、これに著作権法の保護を及ぼしても、上記でみたような弊害が生ずるおそれは小さい。

以上によれば、量産実用品の全体又は部分における形状等が、観念上、機能に由来する構成とは別個に、思想又は感情の創作的な表現として把握することができるものである場合には、当該量産実用品の全体又は部分は、著作権法2条1項1号にいう著作物のうち、美術の範囲に属するものに当たるといふべきである。」

#### 4 本件へのあてはめ（判旨4）

「これを本件についてみると、……本件椅子は、量産実用品であって、Xらは、大要、約66度の略L字型を成して床面から立ち上がっている2本の脚を有し、当該2本の脚の間に座面板及び足置板が床面と平行に固定されるようになっている点において創作性が認められるから、本件椅子が著作物に当たると主張する。しかしながら、上記の点は、子供用の椅子としての機能に由来する構成である脚、座面板及び足置板の配置による形状が美感を起こさせるものであることを基礎付ける事情にすぎない。そして、本件椅子の全体又は部

分における形状等は、子供用の椅子としての機能に由来する構成としてしかこれを把握することができず、当該構成とは別個に、思想又は感情の創作的な表現として把握することができるものではない。よって、本件椅子は、著作物に当たるとはいえない。」

## 判例の解説

### 一 はじめに

本判決は、いわゆる応用美術作品（そのうちとりわけ「量産実用品」の「形状等」（定義は判旨1参照。以下本解説でも本判決の用語法に従う））の著作物性について、最高裁の実質的な判断が示された初めての<sup>1)</sup> 事例である。

従来応用美術を純粋美術と区別し特に量産実用品の形状等につき原則的に著作物性を否定する立場（区別説）と両者を区別すべきではなく量産実用品の形状等についても創作性の要件を満たせば著作物性が認められるとする立場（非区別説）が大きく対立してきた<sup>2)</sup>。

本判決は量産実用品の形状等の著作物性を原則的に否定した点で基本的に区別説（従前の多数裁判例・学説）を踏襲するものであるが、「応用美術」・「鑑賞」・「分離」等の用語を判示上用いていない等、規範（後述の別個把握可能基準）の提示に際し従前の用語法との異同に特に注意を払ったことが推測される。

## 二 応用美術・量産実用品の形状等の著作物性を巡る従前の議論動向

### 1 判断基準

従前の裁判例の大半は区別説によるがその判断基準<sup>3)</sup> は様々であったところ、特に①知財高判平26・8・28判時2238号91頁〔激安ファストファッション〕（「実用目的に必要な構成と分離して、美的鑑賞の対象となる美的特性を備えている部分を把握できる」ものは「（純粋）美術の著作物」と客観的に同一視できると判示）以降、①判決と同様に実用性や機能からの分離に着目する（しかしなお若干相違もする<sup>4)</sup>）基準（分離可能基準）によるものが多数となった<sup>5)</sup>。

これらに対して②知財高判平27・4・14判時2267号91頁〔TRIPP TRAPP II〕（本件と同一原告）は初めて非区別説による一般論を採用し、本件椅

子の著作物性を肯定した（類似性は否定）。ただしこの②判決の一般論は、その後同一裁判長による知財高判平 28・11・30 判時 2338 号 96 頁〔加湿器〕・知財高判平 28・12・21 判時 2340 号 88 頁〔ゴルフシャフト〕（いずれも創作性なしとして著作物性を否定）で踏襲されるにとどまった。

学説では非区別説（美の一体性説）も有力ながらも区別説が多数説といえる状況であったが、その判断基準については、実用面・機能面からの分離可能性を重視する見解（分離可能性説）、鑑賞性を重視する見解、絵画や彫刻等からの類推によるべきとする見解等がそれぞれ主張されていた<sup>6)</sup>。

## 2 事案類型と著作物性の結論

従前の裁判例における応用美術の概念は広いものであり<sup>7)</sup>、(a) 実用的な性質を有する平面のイラスト（商業広告・ピクトグラム）、(b)（当該実用品のために制作された場合も含め）絵画やイラストが付された実用品（Tシャツ・封筒）、(c) 鑑賞対象となることがその用途である三次元のデザイン（人形・フィギュア）も応用美術としてその著作物性が争点となった。しかしこの (a)(b)(c) 類型では結論として著作物性が肯定された事例も多い<sup>8)</sup>。

他方椅子等の (d) 量産実用品の形状（プロダクトデザイン）については、著作物性が肯定された事案は非区別説による②判決と東京地判令 2・1・29 平成 30（ワ）30795〔照明用シェード〕（彫刻等としても把握できる装飾が付されたと評価できる事案といえる）に限られ、他の裁判例では著作物性が否定されてきた<sup>9)</sup>。以上の多数裁判例の立場は、量産実用品の形状等としてしか認識できない限り（具体的な創作性の判断に立ち入らず）カテゴリー的に「美術…の範囲」に属さないものとして著作物性を否定してきたものと評価できよう。

もっとも近時の裁判例の中にも、衣服の胸元の花柄の刺繍（大阪地判平 29・1・19 平成 27（ワ）9648 等〔chamois〕）や布団の絵柄（大阪高判令 5・4・27 判時 2602 号 86 頁〔布団絵柄〕）のような実用品に付された絵画やイラストとしても把握可能なデザイン (b) 類型) につき分離可能基準を満たさないと著作物性を否定するものも見られた。

## 三 本判決の立場

### 1 判断の概要

本判決は、X 側による非区別説の主張（判旨 1）

を意匠法との棲み分けの観点から相当ではない（判旨 2）としたうえで、「量産実用品の全体又は部分における形状等が、観念上、機能に由来する構成とは別個に、思想又は感情の創作的な表現として把握することができる」場合には「美術…の範囲」（著作権法（以下省略）2 条 1 項 1 号）に属するとの判断基準（以下、別個把握可能基準と呼ぶ）を示したうえで（判旨 3）、本件椅子は当該基準を満たさないと判断した（判旨 4）。

### 2 「量産実用品」の「形状等」に限定した判断

従前の裁判例では応用美術の概念が広範に用いられていたところ、本判決は量産実用品の形状等に限定した判断を示すことで、判断の対象・射程、基準・理由づけの明確化を図ったものと解される。

従来の事案類型のうち (a)・(c) 類型は、本判決の定義する実用品（「日常生活の中で実用に供されることが予定されている物品」）の形状等に該当せず、判旨 2（意匠法との棲み分け論による著作物性の原則的否定）の射程外となる<sup>10)</sup>。これらの類型は美術の範囲に基本的に属するものとして創作性等の要件を満たせば著作物性が認められることとなろう。

本判決は美術工芸品の概念やその著作物性については判断をしておらず（補足意見参照）、一品制作の実用品の形状も本判決の射程外となる<sup>11)</sup>。最判平 12・9・7 民集 54 巻 7 号 2481 頁〔ゴナ書体〕も量産実用品の形状等に係る事案ではないため本判決は言及していない。

### 3 別個把握可能基準の趣旨と内容

(1) 本判決は、（意匠法の中心的な保護対象である）量産実用品の形状等につき著作権法による保護を「広く」認めることは意匠法の存在意義や目的を阻害するおそれがあるため相当ではないとした（意匠法との棲み分け論）<sup>12)</sup>。もっともこの棲み分け論は判断基準との関係では量産実用品の形状等の原則的な著作物性の否定を導くにとどまっている。本判決の別個把握可能基準は、（著作権法上「美術…の範囲」に属する典型例である）絵画や彫刻等として把握できるものは（量産実用品の形状等であっても）著作権法上保護されるべき（判旨 3）との論理に基づくものである。

(2) 判旨 3 は、別個把握可能な具体的な場合として、[1] 付加部分（表面の装飾等）が、機能（当

該実用品の「実用目的に必要な機能」と関連せず、絵画や彫刻として把握できる場合（前述の(b)類型がこれに該当すると解される）と[2]形状等の全部又は一部が、機能に関連するが彫刻等として把握できる場合（全体として彫刻等とも看取できるもの。前掲[照明用シェード]はこれに該当すると解される）を挙げており、「思想又は感情の創作的な表現として」の把握とは絵画や彫刻等としての把握<sup>13)</sup>の意味と解される。また本判決は「把握」を基準とするものであり、創作者の制作目的を考慮要素としていない<sup>14)</sup>。

本判決の「観念上、機能に由来する構成とは別個に」との判示は、判旨4のあてはめ<sup>15)</sup>の判断（子供用の椅子としての機能に由来する構成として「しか」把握できないため別個把握可能といえないとした）からしても、実用品の機能からの分離や自由度を直接的に問題とするもの<sup>16)</sup>ではなく、形状等の全部又は一部が「機能に由来する構成」であることはそれはそれとしつつ、絵画や彫刻（と同様のもの）として“も”把握できるかを問題とするものと解される<sup>17)</sup>。

本判決が「分離」の文言を用いなかった点は、分離可能基準自体も多義的であるところ前掲[chamois]や前掲[布団絵柄]（これらの事案は[1]の類型で別個把握可能基準を満たすこととなる<sup>18)</sup>）のように衣服の装飾や布団のプリント絵柄としての性質から分離できない等とする解釈がされることを懸念したものであろう。

(3) 本判決の別個把握可能基準は基本的な考え方（量産実用品の形状等は絵画や彫刻等としても把握できる例外的なものに限り「美術…の範囲」に属すること）を示しつつもなお「抽象度が高い」（補足意見参照）ものであり、その具体的な内容については（観念上の分離可能性説も含む）様々な理解があり得るものとなっている。今後は同基準の具体的な事案<sup>19)</sup>へのあてはめの議論を通じて（本判決自体の当否の検討とともに）適切な保護のあり方を検討していくこととなる。

# ●——注

- 1) 最判平3・3・28平成2(オ)706[ニーチェア上告審]はいわゆる三行判決である。
- 2) 従前の裁判例・学説の詳細については、金子敏哉「日本著作権法における応用美術」著研43号(2017年)80頁以下、山本真祐子『ファッションデザインの知財保護』（東京大学出版会、2026年）20頁以下、田村善之「判批」

WLJ判例コラム378号(2026年)9頁以下を参照。

- 3) ①②判決以前の裁判例の判示については中川隆太郎「判批」コピライト653号(2015年)36頁以下の一覧表参照。
- 4) 分離可能基準に係る判示・判断内容の相違に係る分析として奥邨弘司「応用美術の著作物性」L&T96号(2022年)7頁以下、本山雅弘「判批」L&T100号(2023年)88頁以下を参照。
- 5) [本件控訴審]は分離可能基準を満たさない場合にも専ら美的鑑賞目的で制作された場合には保護されるとの基準を示していた(木村剛大「1つと3つの椅子を巡る判決」コピライト767号(2025年)33頁以下、田村・前掲注2)19頁以下参照)。
- 6) 学説の議論状況については田村・前掲注2)26頁以下参照。
- 7) ①判決ではアクセサリーのコーディネート等の著作物性が否定されている。
- 8) 各裁判例も含め詳しくは金子・前掲注2)81頁以下参照。田村・前掲注2)13頁以下の分析も参照。
- 9) 金子・前掲注2)81頁・86頁以下、田村・前掲注2)13頁以下、24頁以下参照。
- 10) 田村・前掲注2)36頁参照。
- 11) 私見としては、実用品の形状等が別個把握可能基準を満たさなければ一品制作であっても美術の範囲に属さないものと扱うべきであろう。田村・前掲注2)37頁も参照。
- 12) 補足意見は、欧州・米国の動向を援用するXらの主張に対して、法制度や社会状況の差異を挙げて著作権「法と意匠法の適用範囲を法の趣旨や利害得失を勘案しながら合理的に画していくことが必要」と述べている。
- 13) この絵画や彫刻等としての把握は、「高度な創作性や芸術性が必要である」ことを要求するものではなく（「美的鑑賞」の用語の不使用についての補足意見の指摘を参照）、ありふれたイラスト等として把握できる場合も「美術…の範囲」には属すると解されよう。
- 14) 田村・前掲注2)35頁参照。
- 15) 判旨4における本件椅子の機能への言及はX側の主張に対する応答部分にとどまり、機能を特定してそこからの自由度を問題とするものではない。
- 16) 田村・前掲注2)30頁以下は、本判決の別個把握可能基準を観念上の分離可能基準（表現が実用品の機能に制約されることなく自由に創作されたかを基準とする）によるものと評価している。小池眞一「判批」知財ぷりずむ285号(2026年)80頁、古河智洋「判批」知財ぷりずむ286号(2026年)37頁も参照。
- 17) 中川隆太郎「TRIPP TRAPP事件最高裁判決を読み解く②」(2026年5月3日)(<https://note.com/nakagawaryutaro/n/n1a8a3291dbab> (2026年7月29日閲覧))参照。
- 18) 小池・前掲注16)79頁、田村・前掲注2)33頁参照。
- 19) 知財高判令3・12・8令和3(ネ)10044[タコの滑り台]のような事案の取り扱い「量産」実用品といえるかも含め今後の課題となる。